池田町行政改革大綱

平成 18 年 4 月

池 田 町

第1 行政改革大綱策定の趣旨

1.行政改革のこれまでの取り組み

本町では平成8年に策定した「池田町行政改革大綱」、平成11年6月に池田町行政改革推進委員会からの答申書に基づき、事務事業の整理合理化、組織・機構の改革、定員及び給与の適正化、職員の能力開発、情報化の推進・行政サービスの向上など、各種施策に取り組みを行うなど一定の成果を収めてまいりました。

しかしながら地方分権一括法の施行以降、地方の裁量・自由度は増加し、また少子・高齢化の進展など、社会がめまぐるしく変化する中で、住民の地方行政に対するニーズは多様化かつ高度化しています。加えて国では、地方交付税の削減、国庫補助負担金の廃止・縮減、国と地方の税源配分の見直しをおこなういわゆる「三位一体改革」など、その厳しさは過去に経験のないものです。地方自治体は、財政面においても経営能力を向上させ自立することが求められています。このような地方行財政を取り巻く環境の変化に対応するため、従前の手法による経費の削減や事務事業の見直しだけではなく、更なる抜本的な改革を行うため、新たな「池田町行政改革大綱」の策定し、その具体的な取組を事務的に進めるための池田町行政改革大綱実施計画(集中改革プラン実施計画)で、実施していきます。

2.本町を取り巻く環境の変化

バブル経済の崩壊以来、景気の先行きは不透明で厳しい状況にあることから、本町の財政状況も依然として非常に厳しい環境にあります。また、国の三位一体改革(国庫補助負担金の削減、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直し)も、財政運営に大きな影響を及ぼすものと考えられることから、今後もさまざまな工夫による健全財政の維持に努めていかなければなりません。このような経済環境のなか、高度情報社会の到来、住民ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展により行政としてのより的確な対応が求められています。

第2 行政改革の基本的な考え方

1. 行政改革の目標及び実施期間

社会経済環境の大きな変化に対応するとともに、「池田町第四次総合計画」~安心で活力に満ちた「健康文化都市」~の実現に向け、『時代に適応した行政システムの構築による自律した自治体経営の実現』を目標とし、行政改革に取り組みます。実施期間は、平成17年度~平成21年度までの5年間とします。

2. 行政改革の基本方針

前記の目標を達成するため、次の7項目を行政改革推進の基本方針とします。公表等については、町広報誌、インターネット等で集中改革プラン実施計画の取り組み状況や進捗状況について、町民に公表し、町民の意見や提案を計画的に反映していきます。

事務事業の再編・整理、廃止・統合

従前から事務事業の見直しにより経費の削減を行っていますが、あらためてすべて一から見直し、新たな行政課題やニーズの変化に的確に対応しているか、事業の必要性や効果について評価し、整理合理化を進め、極限まで経費の削減を行います。また、直接的な費用の削減だけではなく、事務処理の方式、必要性なども再検証し、総合的な経費削減に努めます。

民間委託等の推進(指定管理者制度の活用)

民間企業等への委託は、その事業の効率性を考え、従前より事業委託等について行われていますが、事務事業についてもその効果を検証し、民間委託を検討します。また、公共施設の管理については指定管理者制度の導入を検討し、現在直営で管理しているものも含め、管理のあり方について検証を行います。

定員管理の適正化

地方分権による国・県からの事務移譲、町民ニーズの多様化・高度化に伴う新たな行政需用など、職員の増加要因が増えるなか、職員の配置転換や再任用職員の活用などにより定員数増を抑制し、定員管理の適正化に努めます。定員管理の適正化計画については、退職職員数及び採用者数の見込を明示し、平成22年4月1日における明確な数値目標6.09%を上回る総定員の純減を図ります。

給与制度・手当の見直し

職員の給与制度については、町民の納得と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が 求められていることから、国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していく必 要がある。また、各種手当(管理職手当、特殊勤務手当等)についても特殊性の有無、業務実態 及び支給実績、国・県・他市町の状況を基準に見直しを行います。

第三セクター及び地方公営企業の経営健全化

現在のところ、当町が出資し関与している団体は「池田町土地開発公社」のみであり、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき設立され、町の行政施策の遂行上必要な公有地の取得、管理、処分等を行っていますが、長期保有土地の縮減が喫緊の課題となっています。 また、金融情勢を的確に把握し低金利での借入に努めます。

次に地方公営企業つきましては、上水道事業・北部簡易水道事業・南部簡易水道事業・農業 集落排水事業・公共下水道事業があります。上水道につきましては、水道使用者世帯のうち基 本料金世帯の割合が高く、一般会計から高料金対策として補助金が支出されており、上水道へ の全面切替の促進を図るための各種PR等を積極的に推進していく必要があります。農業集落 排水事業・公共下水道事業は、引き続き接続率の向上を図り、経営の安定化、健全化を図り、 独立採算性が達成できるよう努めていくことが大きな課題となっています。

経費節減等の財政効果

経常経費の抑制にあたっては、各経費ひとつひとつについて、真の行政が果たすべき役割、目的、効果、手法の合理化等の観点から、ゼロベースからの積算を行い、歳出構造を根本的に見直すとともに、投資的経費においてもコスト削減に取り組み、スリムで健全な財政運営と財源の重点配分による重要施策の推進に努めます。

・経費の節減と合理化

厳しい財政状況のもと、財政運営の健全化を図り、町の重点施策を推進するため、人件費や物件費、補助金等の経常的な経費の抑制を図ることはもとより、投資的経費についても機能や品質を確保したうえでのコスト縮減に取り組むとともに、事務事業の見直しによる歳出抑制効果を最大限に引き出すよう努めます。

・自主財源の確保

自主財源の確保のため、税の公平負担の原則から、収納率の向上と課税客体捕捉制度の向

上の両面において、町税確保対策を強化するとともに、利用計画のない町有財産の処分及び活用を検討します。また、受益者負担の公平性の観点から、使用料や手数料などの見直しを行います。

その他

・協働型行政運営の推進

住民参加による公正で開かれたまちづくりに向けて、住民と行政が対等な立場で役割・責任を明確にしながら、協力連携する協働のまちづくりを推進し、より多くの住民や各種団体が積極的に参加できる仕組みづくりを進めます。そのためには、住民と行政相互の理解と信頼を深めながら、ニーズと住民サービスの整合性を高め、より効果的な行政運営により、活力あるまちづくりを目指します。

・行政運営の効率化による住民サービスの質の向上

事務事業については、新たな行政課題やニーズの変化に的確に対応しているかなど、必要性や効果を評価し、整理合理化を進めるとともに、事務事業の本質的な効果について見直し、質を高めるための改善を進めます。また、組織機構の見直し、人材育成による効率的な業務執行や窓口業務、公共施設の利便性など住民サービスの質の向上を図ります。

3. 行政改革の基本姿勢

今後の行政改革の推進に当たっては、改革の基本姿勢として目指す状態を可能な限り数値目標として設定し、その達成を目指します。